

## ○制限外積載等許可取扱要領の制定について

(平成 5 年 11 月 17 日甲通達交規第 51 号)

制限外積載等許可の取扱いについて全面的に見直しを行い、別添のとおり「制限外積載等許可取扱要領」を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「制限外積載等許可の取扱いについて」（昭和 44 年甲通達交指第 60 号）は、廃止する。

別添

### 制限外積載等許可取扱要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 56 条に規定する設備外積載許可及び荷台乗車許可並びに同法第 57 条第 3 項に規定する制限外積載許可について、その取扱いの適正と斉一を図るため必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 制限外積載等許可の申請者

設備外積載許可及び荷台乗車許可並びに制限外積載許可（以下「制限外積載等許可」という。）の申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が 2 名以上ある場合には、その全員を申請者とし、申請書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）別記様式第 4）の申請者欄に連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号又は免許情報記録の番号が記載された運転者一覧表を、別紙として添付させるものとする。

#### 第 3 制限外積載等許可の申請及び申請書の受理

- 1 制限外積載等許可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、規則第 8 条に定めるところにより、申請書 2 通に運転経路図その他許可の審査に必要な書類を添付して出発地を管轄する署長に提出させなければならない。
- 2 前記 1 の申請に係る車両が次の基準のいずれかを超える場合は、特殊車両通行許可証（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）別記様式第 2）を確認すること。この場合において、当該申請者が特殊車両通行許可証の交付を受けていないときは、必要な手続について指導すること。
  - (1) 長さ 12 メートル
  - (2) 幅 2.5 メートル
  - (3) 高さ 3.8 メートル
- 3 車両 1 台につき、制限外積載許可のほか、設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合においては、同一申請書に当該許可に係る事項を合せて記載させることができるものとする。

4 申請書の受理に当たっては、前記1から3まで及び第4に規定する事項に留意の上、制限外積載等許可申請受理簿（様式第1号）に記載するものとする。

#### 第4 制限外積載等許可の単位

制限外積載等許可は、1個（回）の運搬行為（人の輸送を含む。以下同じ。）ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一運転者により、反復、継続される運搬行為については、次に掲げる要件の全てを満たすものに限り、包括して1個（回）の運搬行為とみなして処理することができる。

- 1 車両が同一であること。
- 2 同一品目（同一人数）の貨物（者）を同一積載方法（同一乗車方法）で運搬すること。
- 3 運搬経路が同一であること。

#### 第5 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

##### 1 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（別図参照）

##### 2 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。（別図参照）

##### 3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。（別図参照）

#### 第6 審査基準等

申請により許可を求められた署長は、次に掲げる事項について審査しなければならない。この場合において、申請の許可単位に誤りがあるとき、又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、当該補正がなされないときは、求められた許可を拒否するものとする。

##### 1 対象貨物の基準等

制限外積載許可の対象貨物並びに設備外積載許可及び荷台乗車許可の対象範囲は、次の基準によるものとする。

- (1) 制限外積載許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物

件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

- (2) 設備外積載許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、他に積載の方法がないと認められる場合に限るものとする。

ア 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に定める選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合

ウ その他公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合

- (3) 荷台乗車許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、他に輸送の方法がないと認められる場合に限るものとする。

ア 災害発生時に応急作業員を輸送する場合

イ 災害発生、同盟罷業等により一般交通機関が途絶した際、通勤、通学者等を輸送する場合

ウ その他公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合

## 2 積載の基準等

制限外積載許可及び設備外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅、高さ、積載の方法並びに荷台乗車許可の対象となる車両及び人員は、次の基準によるものとする。

- (1) 制限外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の基準によるものとする。

なお、積載物の重量については、政令第 22 条第 2 号及び第 23 条第 2 号の制限を超えることとなる場合は、原則として許可をしてはならない。

ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車

### (ア) 長さ

自動車の長さとその長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが 16.0 メートル（セミトレーラ連結車にあつては 17.0 メートル、フルトレーラ連結車にあつては 19.0 メートル、ダブルス連結車にあつては 21.0 メートル。）を超えないこと。

### (イ) 幅

自動車の幅に 1.0 メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が 3.5 メートルを超えないこと。

### (ウ) 高さ

4.3 メートル（三輪の普通自動車及び規則第 7 条の 14 に規定する普通自動車にあつては 3.0 メートル。）からその自動車の積載する場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

イ 小型特殊自動車

(ア) 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの

(イ) 幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの

(ウ) 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）

(ア) 長さ

乗車装置又は積載装置（規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。（エ）において同じ。）の長さの2倍の長さ

(イ) 幅

自動車の幅（規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）

(ウ) 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 乗車装置又は積載装置の前後から乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

b 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

エ 側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車

(ア) 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートルを超えないこと。

(イ) 幅

自動車の幅

(ウ) 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

- a 乗車装置又は積載装置の前後から乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。
- b 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと。

オ 原動機付自転車

(ア) 長さ

積載装置（リヤカーをけん引する場合にあってはそのけん引されるリヤカーの積載装置。（イ）及び（エ）において同じ。）の長さの2倍の長さ

(イ) 幅

原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）

(ウ) 高さ

2.5メートルからその原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

- a 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。
- b 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(2) 設備外積載許可の対象となる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の基準によるものとする。

ア 原則として、政令第22条に規定する積載制限を超えないこと。

イ 積載物が転落又は飛散するおそれがなく、車体から突き出さないような方法であること。

ウ 一時的な積載であること。

(3) 荷台乗車許可の対象となる車両及び人員は、次の基準によるものとする。

ア 車両は、大型貨物自動車又は普通貨物自動車であること。

イ 乗車した者が荷台に腰をおろし、安全に乗車できる範囲内（1人当たりの所要面積0.5メートル×1.0メートル以上）で必要最小限度の人員であること。

ウ 貨物を積載した車両の荷台乗車人員は、貨物の倒壊、転落等の危険防止の措置が完全であり、かつ、荷台の余剰部分に座れる範囲内であること。

### 3 運転日時及び運転経路の基準

制限外積載等許可に当たっての運転日時及び運転経路は、次の基準によるものとする。

- (1) 運転日時については、交通が特にふくそうする時間帯でないこと。ただし、全長が15メートル及び全幅が3.0メートルを超えるものについては、原則として午後10時から午前6時までの間とする。
- (2) 運転経路については、運搬の経路に当たる道路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

### 4 その他の基準

その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないような方法でないこと。
- (2) 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐために必要な措置を講じていること。
- (3) 当該積載、乗車による運転が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険であるとは認められないこと。

## 第7 審査方法

申請の審査に係る車両の構造等の確認は、次のとおりとする。

- (1) 制限外積載許可及び設備外積載許可にあつては、次のいずれかの方法で行うものとする。

ア 車両の構造、積載物及びその積載状態について、当該車両を保管している場所又は当該積載物の積載作業を行う場所に赴いて確認する方法

イ 車両の構造、積載物及びその積載状態について、図面、写真その他の資料により確認する方法

- (2) 荷台乗車許可にあつては、次のいずれかの方法で行うものとする。

ア 車両の構造、乗車人員及び乗車方法並びに積載物がある場合はその積載状態について、当該車両を保管している場所又は当該積載物の積載作業を行う場所に赴いて確認する方法

イ 車両の構造、乗車人員及び乗車方法並びに積載物がある場合はその積載状態について、図面、写真その他の資料により確認する方法

## 第8 制限外積載等許可の期間

制限外積載等許可の期間は、当該車両による1個（回）の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、第4ただし書に該当する場合には、許可の期間は原則として1年以内とする。

## 第9 制限外積載等許可の条件

出発地を管轄する署長が付することができる条件は、政令第24条第1項第1号及び第2号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

### 1 制限外積載許可

- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 通行する道路の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理車を配置しての誘導整理等に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) 踏切、ガード下、曲り角その他危険な場所を通行するときの誘導整理に関する事項
- (6) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

### 2 設備外積載許可

制限外積載許可に準じて付するものとする。

### 3 荷台乗車許可

- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 通行する道路の指定に関する事項
- (3) 乗車位置に関する事項
- (4) 乗車する者と運転者との連絡及び乗降時の誘導整理に関する事項
- (5) 運転の速度の指定に関する事項
- (6) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

## 第10 関係機関等との調整

### 1 道路管理者との連携

署長は、制限外積載等許可の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るよう努めなければならない。

### 2 合同会議の開催等

署長は、審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、車両通行

止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に運輸、道路管理者等の行政機関及び運輸業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うよう努めなければならない。

## 第11 県本部との調整

### 1 交通規制課長への照会

署長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に対して制限外積載等許可照会書（様式第2号）により照会を行い、その支障の有無について協議するものとする。

- (1) 制限外積載等許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が審査基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認められる場合
- (2) 運転経路が他の都道府県に及ぶもののうち、他の都道府県警察に照会する必要があると認められる場合
- (3) 運転経路が県内のみであっても、その通行が他の交通に特に支障があると認められる場合
- (4) その他許可することに疑義がある場合

### 2 交通障害箇所台帳の備付けと照会の受理

県本部交通規制課管制センターに交通障害箇所台帳（様式第3号）を備え付け、県内外における交通障害箇所を記録しておくものとし、署から照会があった場合には、交通障害箇所台帳（様式第4号）により調整を図るとともに、必要により関係都道府県警察又は管区警察局に照会するものとする。

## 第12 交番及び駐在所勤務員による専決処分

1 制限外積載等の許可事務に当たっては、次に掲げる基準を超えず、かつ、交通安全上支障がないと認められるものについて、交番及び駐在所勤務員に専決させることができるものとする。

- (1) 長さ 自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもので、15メートル以内
- (2) 幅 車両（小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車を除く。）の出幅30センチメートル以内で車幅を含めて3メートル以内
- (3) 高さ  
ア 大型、大型特殊及び普通自動車（三輪の普通自動車及び規則第7条の14に規定する普通自動車を除く。）は地上高4メートル以内  
イ 三輪の普通自動車及び規則第7条の14に規定する普通自動車にあつては、地上高3メートル以内
- (4) 重量 許可しない。

## 2 専決処分の事務手続

交番及び駐在所勤務員が、上記の規定に基づき許可に係る申請書を受理した場合は、うち1通について、あらかじめ配布してある署長職印押印済みの許可証を貼付の上、取扱者の契印をし、交番及び駐在所ごとにその所名を冠した許可番号（一連番号）を記入して申請者に交付するとともに、他の1通に許可番号、日時等必要事項を記載の上、署長に報告するものとする。

### 第13 報告

署長は、四半期ごとの制限外積載等許可の取扱状況について、制限外積載等許可取扱状況報告書（様式第5号）により、その四半期の最終月の翌月の10日までに交通規制課長宛て報告すること。

### 第14 その他

いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

### 第15 委任

制限外積載等許可の申請に係る積載物が電柱である場合で、当該電柱の重量、長さ、幅若しくは高さ又は積載の方法が審査基準を超えるものであるときにおける必要な手続については、交通部長が別に定める。